

平成 27 年第 2 回稲城市教育委員会定例会

- 1 平成 27 年 2 月 17 日、午後 2 時から 601・602 会議室において、平成 27 年第 2 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江  
伊勢川 岩根  
城所 正彦  
保坂 律子  
小島 文弘

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	加藤 明
教育指導担当部長	杉本真紀子
教育総務課長	石田 昭男
学務課長	伊藤 徹男
指導課長	並木 茂男
指導主事	久保田大介
指導主事	曾我 竜也
生涯学習課長	小島 寛
体育課長	笠松 浩一
学校給食課長	増岡 勝
図書館課長	毛塚 是則

- 1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 齋藤 晃二  
教育総務課教育総務係 目崎 絢

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第 2 「会期の決定」
- (3) 日程第 3 「教育行政報告」
- (4) 日程第 4 第 2 号議案  
「第二次稲城市教育振興基本計画の策定について」
- (4) 日程第 5 第 3 号議案  
「第二次稲城市子ども読書活動推進計画の策定について」

委員 長 ただいまから平成 27 年第 2 回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。  
それでは、日程第 1、本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。  
前例に従いまして委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございません  
でしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、城所委員にお願い  
いたします。

次に、日程第 2 「会期の決定」についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日と決しました。  
教育長から教育行政報告の申し出がございます。  
日程第 3 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育 長 教育行政報告につきましては、各課長よりご報告申し上げます。

[ 教育行政報告 ]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について  
2 工事請負状況について  
3 寄附について

学務課長 1 平成27年 1 月分不登校による欠席児童・生徒数について  
2 平成26年度第 2 回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会について  
3 南山小学校開校に伴う保護者説明会の実施について

指導課長 1 担当者事業について  
2 連携推進事業について  
3 研修事業について  
4 教育研修奨励事業について  
5 その他について  
6 教育センター関係について

生涯学習課長 1 社会教育委員関係について  
2 社会教育活動の振興について

- 3 芸術文化活動の振興について
- 4 成人式について
- 5 文化財の保護と普及について
- 6 生涯学習推進事業について
- 7 学校施設コミュニティ開放事業について
- 8 放課後子ども教室参加状況について
- 9 公民館運営審議会関係について
- 10 公民館主催事業の実施状況について
- 11 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 12 平成27年度1月 生涯学習課利用統計について

- 体育課長
- 1 スポーツ推進委員協議会関係について
  - 2 学校等開放について
  - 3 市立公園内運動施設管理運営について
  - 4 社会体育施設管理運営について
  - 5 体力づくり運動推進事業について

- 学校給食課長
- 1 稲城市・JA東京みなみ連絡協議会について
  - 2 第7回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会について
  - 3 長峰小学校食育教室について
  - 4 平成26年度第2回稲城市栄養連絡会について
  - 5 平成26年度第3回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会会長会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
  - 2 中央図書館主催事業について
  - 3 分館の主催事業について
  - 4 城山体験学習館の主な事業について
  - 5 学校・地域との連携について
  - 6 図書館の利用状況について

委員長 教育行政報告が終わりました。  
次に、日程第4、第2号議案「第二次稲城市教育振興基本計画の策定について」を議題といたします。  
教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、教育基本法第17条第2項に基づき、稲城市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、「第二次稲城市教育振興基本計

画」を策定するため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

委員長 教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 第2号議案、第二次稲城市教育振興基本計画の策定についてでございます。  
教育振興基本計画につきましては、平成22年、教育基本法第17条第2項に基づいて、稲城市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、平成22年度から平成26年度まで、第一次の計画を定めておりました。ただし、義務教育を中心にこの5年間の計画として進めてきたところでございますけれども、国と社会情勢の中では、生涯学習スポーツ分野など、義務教育に限らず、全てを包含する教育振興基本計画を策定するというような流れになってございますので、第二次稲城市教育振興基本計画につきましては、生涯学習、スポーツ分野も含めた形で策定させていただきたいと考えております。

議案書を1枚おめくりいただきますと、第二次稲城市教育振興基本計画(案)、「稲城市教育プラン」ということで、本編をつけさせていただいております。

以前にもご説明させていただきましたが、まず、おさらいをさせていただきますけれども、計画の構成についてでございます。目次をお開きいただくと、第1編、総論と、第2編、各論の構成になってございます。第1編につきましては、第1章、計画策定にあたって、第2章、教育に関する主な動向、第3章、基本理念と教育目標で構成させていただいております。

第2編、各論につきましては、第1章、家庭や地域における学びの推進と連携、第2章、「未来を創造し生きぬく力」の育成の推進、第3章、市民の生涯にわたる学習活動の振興、第4章、計画の推進にあたっての4章構成となっております。

都合81ページとなりますけれども、第1編、各章の記載内容については、第1章から第3章までということ、第1章の「計画策定にあたって」につきましては、第1節、計画の目的、1ページになります。第2節、計画の位置づけ、2ページになります。第3節、計画の期間ということ、3ページになって、平成27年度から平成31年度の5カ年という計画期間の中で振興を図っていくという形としております。第4節につきましては、計画の策定体制ということ、3ページに記載させていただいておりますけれども、第二次稲城市教育振興基本計画策定委員会、同じく基本計画策定検討会での議論、また、アンケート、また、市民意見公募などを行いながら作業を進めてきた内容を記載させていただいているところでございます。

第2章につきましては、「教育に関する主な動向」ということで、第1節が国の動向、4ページから6ページに該当します。第2節につきましては、東京都の動向として、7ページから8ページに該当します。第3節、稲城市の動向については、9ページから10ページということ、第四次稲城市長期総合計画、稲城市生涯学習推進計画等の策定の状況等を記載させていただいております。第4節に

つきましては、稲城市の教育をめぐる現状と課題ということで、11ページから16ページになりますが、アンケート調査等を踏まえた形で、市における現状と主な課題を14項目に分けておりますけれども、11ページから16ページ、都合14項目になりますが、以前、教育委員さんのご意見をいただきながら、いわゆるライフステージに沿った形で、順番を以前のものとは置きかえさせていただいて、スムーズな流れができたかと考えております。

第3章につきましては、「基本理念と教育目標」ということで、基本理念につきましては、17ページ、「ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育」というふうに記載させていただき、続いて、第2節の教育目標。3点、記載させていただいております。第3節は教育基本方針ということで、19ページ、4項目の基本方針を記載させていただいております。第4節、施策の柱で、20ページに三つの柱、1、家庭や地域における学びの推進と連携、2、「未来を創造し生きぬく力」の育成の推進、3、市民の生涯にわたる学習活動の振興ということで、施策の柱、3項目を載せさせていただいております。第5節、計画の体系ということで、21ページ、基本理念から主な施策までの体系図を記載させていただいております。

そういった中で、第2編、各論の記載に続いていくわけですが、各施策の柱から、施策の方向性、主な施策という流れで展開させていただいております。特に主な施策の項目ごとに、取り組みの方向性、主な取り組みということで、それぞれまとめさせていただいております。

22ページにつきましては、第1章の家庭や地域における学びの推進と連携ということで、家庭の教育力の向上、(1)家庭教育への支援ということで、取り組みの方向性、それから、次のページの主な取り組みということで記載させていただいております。

取り組みの方向性から主な取り組みということで、若干、取り組みの方向性に記載されていたとしても、主な取り組みというところには反映されていない部分がございますけれども、今後、個別の計画、または個別の事業の中で整理させていただきながら、計画の振興、推進に努めてまいりたいと思っております。24ページまで、第1章の1が家庭の教育力の向上ということで記載させていただいております。

二つ目の2、幼児期からの教育の推進については25ページに記載させていただいておりますが、(1)幼児教育の充実、(2)幼児教育への支援、二つの主な施策の中で取り組みをさせていただくことを記載させていただいております。

3、地域力を高め活かす教育の推進ということで、(1)仕事と生活の調和による市民の教育参加の推進、(2)としまして、地域人材と連携した教育の推進、(3)として、青少年の健全育成の取り組みの内容について記載させていただいております。28ページから31ページです。

この第1章につきましては、家庭教育、幼児教育等のライフステージの前半部分、また、青少年については、その後の義務教育をカバーする部分ということで記載させていただいております。

第2章、「未来を創造し生きぬく力」の育成の推進ということで、32ページからになっておりますが、施策の方向性の4としまして、確かな学力の育成ということで、(1)基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上、(2)思考力・判断力・表現力などを育成し、時代の変化や社会の要請に応える教育の推進の2つの主な施策を記載させていただいております。32ページから34ページでございます。

続きまして、第2章の5、豊かな人間性の涵養ということで、(1)人権教育の推進、(2)道徳心や社会性を身に付ける教育の推進。35ページから38ページになりますが、2つの主な施策でまとめさせていただいております。

続きまして、第2章の6、健康・安全に生活する力の育成ということで、(1)体力向上を図る取り組みの推進、(2)健康教育・食育の推進、(3)安全教育・安全確保の推進の3つの主な施策でまとめさせていただいております。39ページから43ページまでです。

続きまして、第2章の7、未来社会の担い手を育む教育としての持続発展教育(E S D)の推進ということで、(1)環境・防災・国際理解などの社会の変化に自律的に対応できる力の育成、(2)社会的・職業的自立を図る教育の推進という、主な2項目の施策で記載をさせていただいておりますけれども、45ページにE S Dの推進に関して取り組み例を記載させていただいているところでございます。

続きまして、第2章の8、教育環境の整備ということで、(1)教員の資質・能力の向上、(2)教員が子どもと向き合う時間の確保、(3)特別支援教育の充実、(4)学校経営・学校評価の充実、(5)学校図書館の充実、(6)就学困難な子どもへの援助の推進の6項目について記載させていただいております。49ページから55ページでございます。その間に、特別支援教育のコラムについて、53ページになりますが、記載させていただいているところでございます。

続きまして、第2章の9、学校施設・設備の充実ということで、(1)学校施設などの整備の推進、(2)学校給食共同調理場の施設の充実の2つの主な施策について記載させていただいております。56ページから57ページとなっております。この第2章につきましては、義務教育に沿った形での施策の方向性、主な施策ということで整理させていただいているところでございます。

続きまして、第3章、市民の生涯にわたる学習活動の振興ということで、第3章の10、生涯学習の推進。(1)地域における多様な活動への参加・交流の推進、(2)公民館・いなぎ I Cカレッジなどが行う講座への参加の推進、(3)自発的・主体的な学習活動の推進、(4)文化財保護の推進、(5)文化・芸術活動の推進、(6)図書館の充実という6項目の主な施策で記載させていただいております。58ページから63ページになります。

続きまして、第3章の11、スポーツ・レクリエーション活動の振興ということで、(1)スポーツ・レクリエーションの普及、(2)スポーツ・レクリエーション環境の整備、(3)スポーツ・レクリエーション活動の支援について記載させていただいております。64ページから66ページになります。

続きまして、最後に、第4章、計画の推進にあたってということで、67ページでございますけれども、教育委員会は、地方教育行政に関する法律の中で、事務点検評価等を行っているということで、そういった手続を踏まえまして、進行管理を図っていくという記載がされてございます。68ページ以降につきましては、アンケート調査結果、策定委員会等の策定経過等に関する資料が添付されてございます。

以上、本編の内容の説明とさせていただきますが、これまで策定委員会、庁内の検討会等、足かけ2年にわたって開催させていただいておりますけれども、策定委員会につきましては合計7回開催させていただいて、いずれも前向き、かつ熱心な議論をしていただいたなと記憶しているところでございます。また、庁内の検討会におきましては計9回開催させていただきまして、教育委員会の管理職の方、また、福祉部の管理職の方にもご意見を頂戴しながら、策定までたどり着けたということをお礼を申し上げたいと思います。

また、市民の意見公募につきましては、8月18日から9月1日まで行いまして、1件のご意見がございましたが、いじめ防止という表現を思いやりの心を育むという表現にしたらいかなというようなことだったんですが、やはりいじめというのは基本方針等もありまして、いじめは絶対なくすというような意志をもって表現させていただいたということで回答させていただいたところでございます。

また、その他ご意見等につきましては、小中学校の校長先生、また、市立、私立保育園、私立幼稚園、私立学童クラブ、また、教育委員さんからもご意見を頂戴しております。ご報告させていただきます。

また、先週、2月13日には、市議会福祉文教委員会で策定計画概要等についてご報告させていただいたところでございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

平成25年度からスタートいたしました計画策定会議それぞれがここまでやってきましたけれども、よろしいでしょうか。質疑等ございませんでしょうか。

前回、いろいろと話し合いもできましたけれども、なおかつお気づきの点がありましたら、お願いしたいのですが。

委員長 それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第2号議案「第二次稲城市教育振興基本計画の策定について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

委員 長 挙手全員であります。よって、第 2 号議案は原案のとおり可決いたしました。  
次に、日程第 5、第 3 号議案、「第二次稲城市子ども読書活動推進計画の策定について」を議題といたします。  
教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教 育 長 本案につきましては、子どもの読書活動の推進に関する法律第 4 条及び第 9 条に基づき、稲城市の子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画として、「第二次稲城市子ども読書活動推進計画」を策定するため、本案を提出するものです。  
詳細につきましては、図書館課長より説明いたします。

図書館課長 第二次稲城市子ども読書活動推進計画の策定につきまして、子どもの読書活動の推進に関する法律第 4 条及び第 9 条に基づき、稲城市の子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画であります。「稲城市子ども読書活動推進計画」、第一次が平成 21 年度から平成 25 年度でありまして、今回の第二次につきましては、平成 27 年度から平成 31 年度までの期間における本計画を策定し、本案を提出させていただくものでございます。

概要につきまして、ご説明させていただきます。

まず、資料をご説明いたします前に、第二次稲城市子ども読書活動推進計画の経過について、ご説明いたします。

本計画の策定に当たりましては、稲城市の子どもの読書活動を踏まえ、さまざまな取組みを展開し、四つの取組みの柱と重点的取組みについて、本計画を推進していくものです。

第二次稲城市子ども読書活動推進計画は、平成 26 年 5 月に稲城市子ども読書活動推進計画検討会を、庁内の子どもの読書を担う所管課が集まり、立ち上げました。子ども読書活動推進計画策定委員会は、教育関係、公的団体、市民団体、一般市民で組織した委員会を平成 26 年 7 月に立ち上げて、庁内検討会と策定委員会で意見をやりとりしながら、こちらのほうの本計画を策定してきたものでございます。

本計画の本意について、ご説明させていただきます。

最初のページをおめくりいただいて、目次をご覧くださいと思います。

本計画につきましては、第 1 章、総論。第 2 章、推進計画。資料編の構成となっております。

2 枚おめくりいただいて、1 ページをお開きいただきたいと思います。こちらが、第 1 章、総論でございまして、第二次稲城市子ども読書活動推進計画の基本的な考えといたしまして、こちらに記載しています四つの取組みの柱をもとに推進していくものです。四つの取組みの柱につきまして、丸で囲ってございます、こちらの囲いの中について、推進していきます。

まず、1 番目といたしましては、読書環境の整備でございます。こちらの資



料の充実につきましては、乳幼児から中高年世代までが読書について知りたい、調べたいという利用者の年代に応じて、幅広く資料を収集してまいります。読書施設の整備につきましては、子どもが入りやすく、子どもが見てわかりやすく、乳幼児を連れた保護者が利用しやすい整備の充実に取り組んでまいります。

2番目といたしまして、司書の配置・人材の育成につきましては、学校図書館の活用や読書指導等において、主要教諭や学校図書館活性化推進員が中心的な役割を果たしていくことが必要とされておりますので、図書館では専門的知識を持った職員の資質を向上させることに取り組んでまいります。

3番目といたしまして、関係機関の連携でございます。こちらにつきましては、多様な読書活動を展開していくためには、図書館、学校、地域文庫等の連絡や、学校訪問による読み聞かせやブックトークの実施、学校図書館運営の助言等について取り組んでまいります。

4番目といたしまして、子どもの読書活動・活動推進のPRですけれども、こちらにつきましては、乳幼児サービス及び学校支援に関する資料を作成し、配付及び活用について、広角的な方法を検討してまいります。講演会や子ども向けのイベント、こども夢基金を活用したイベントを主催するなど、読書活動のPRに取り組んでまいりたいと思っております。

2ページ目をお開きいただきたいと思っております。こちらにつきましては、計画の期間、対象、考え方について記載させていただいております。計画の期間につきましては平成27年度から平成31年度までの5カ年計画としまして、計画の対象といたしましては0歳からおおむね18歳までを対象としてございます。

5ページをお開きいただきたいと思っております。5ページにつきましては、重点的取組みを記載させていただいております。第一次計画においてさまざまな取組みを進めてきましたが、第二次計画ではさらに取組みを進め、乳幼児等、学校の読書活動を重点として取り組んでまいります。

最初の四角の囲みでございますけれども、こちらは学校での読書活動の充実でございます。こちらにつきましては、小学校低学年では本の世界を知り、自分で読めることができるような、小学校高学年では支援を受けて自律的に読書ができ、中学校では目的に応じて自律的読書ができることを目標として取組みを進めてまいりたいと思っております。

次の四角の囲み、家庭・地域での取組みでございますけれども、保健センターや児童館、公民館などの包括支援に関わる部署と提携して、読み聞かせを行うことにより、子どもと保護者がともに楽しむ読書体験の普及や継続的な読書活動に取り組んでまいります。

最後の四角の囲みでございますけれども、市立図書館での団体貸出の充実でございます。こちらにつきましては、市立図書館の資料の利用や、読書に親しむ行事の実施、調べ学習の支援、市立図書館によるお勧め本の紹介など、多様な読書の機会を提供していくことに取り組んでまいりたいと思っております。

ここは黒ポツのところが重点的な取組みでございますので、各学校、家庭、

地域、市立図書館で、重点的にこちらのことについては取り組んでいきたいと思っております。

次の6ページをお開きください。6ページから14ページにつきましては、各所管課での取り組みでございます。

2番目、学校での取り組みですけれども、(1)学校での読書活動の充実、こちらのほうにつきましては、重点的な取り組みといたしまして、学校図書館運営推進委員会を充実し、学校の読書活動推進について、工夫・改善を行います。次は、学校図書館運営推進委員会等における情報交換・研修を通じ、学校図書館活性化推進員活用方法の工夫・改善を行います。次は、全教職員が子どもの読書への理解を深め、全校体制により読書活動を推進していきます。次が、「稲城の子供に読ませたい本100選」の活用を工夫し、内容更新・継続配付を行います。次は、市立図書館の団体貸出の利用促進を行います。

(2)は、学校図書館の充実でございます。こちらの重点的な取り組みといたしましては、学校図書館活性化推進員を全校配置します。次は、学校図書館情報化の検討を行います。

(3)は、学校図書館における学習情報センター機能の強化でございます。こちらは調べものや総合的な学習、学校図書館の年間利用計画、学習をバックアップして、情報活用に必要な知識や技術やモラルを段階別に教育していくことを取り組んでまいります。

次のページをお開きください。3、家庭・地域での取り組みでございます。

(1)家庭での取り組みですけれども、下の大きい囲いがございますけれども、こちらのほうで家庭で読書を楽しむための支援を行っていききたいと思っております。子どもに関係する機関が読書の大切さを伝えます。ブックスタート事業をとおして、親子のふれあいの時間、小さい頃からの読み聞かせを応援していきます。さらにセカンドブック事業についても検討してまいります。おすすめの本の紹介・リストの配布を行います。絵本・児童書の貸出を行います。子ども関係の施設に絵本コーナーを設置します。市民グループの指定した場所に出向く宅配便講座で絵本の講座を行います。子どもの読書についての講座を行います。親と子が一緒に読書を楽しめるような企画・講座を行います。

次のページをお開きください。(2)地域での取り組みにつきましては、地域文庫につきましては、地域文庫ならではのきめ細かさで、地域の子どもたちに本の楽しさを伝えていくという取り組みを進めてまいります。

次の地域の公共施設でございますけれども、児童館では資料の充実に努めてまいります。あと、読み聞かせを行ってまいります。学童クラブにつきましては、活動の中に読書・読み聞かせを取り入れていきます。育成室に図書コーナーを設置していきます。公民館では、講座の中に絵本や読み聞かせを取り入れ、読書に関するグループ活動を支援し、公民館保育室での絵本コーナーの充実を図っていく取り組みをしていきます。子ども家庭支援センターでは、絵本コーナー等の充実を図り、読み聞かせの大切さを伝えていきます。保健センターにお

きましては、図書館のブックスタート事業に協力してまいります。

次のページをお開きください。10ページでございますけれども、(3)につきましては、保育園・幼稚園・認定子ども園等での取組みでございます。こちらにつきましては、重点項目として、四角の囲みで、日常の保育・教育の中で年齢にあった絵本などの読み聞かせを取り入れます。絵本を通して、子どもたちの心や言葉を育てます。園便りや保護者会等をとおして、保護者におすすめの絵本の紹介をしたり、読書の楽しさや大切さを伝えていきます。図書コーナーやクラスの本を整備、充実していきます。

次の11ページ、4、市立図書館での取組みでございますけれども、図書館には自由な読書を支える役割とともに、学習支援の機能を果たす役割もあります。子どもの活字離れ・読書離れ、読書を楽しむ習慣、自発的に本を手にするなど、読書の専門機関として、読書にかかわる全ての人や団体に対しても支援する役割を担います。児童フロアでの司書の働きかけを大事にしながら、子どもの本と読書にかかわるサービスの充実に努めてまいります。

そのためには、(1)として、読書環境の整備。重点的な取組みといたしましては、子どもの読書環境を広く整えるため、関連施設への団体貸出を充実させていきます。

(2)につきましては、司書の配置と役割でございますけれども、児童サービスの専門知識を持った司書有資格者を配置し、児童サービスに関する研修に定期的に参加し、児童書の選書を行い、本の紹介や展示等により、読書への興味を引き出す働きかけを行っていく取組みを行っていきます。

次のページをおめくりください。12ページ、(3)ブックスタート事業でございますけれども、こちらにつきましては、保健センターで行われている3～4カ月健診時において、絵本をプレゼントするブックスタートを行っております。このブックスタートをさらに進めて、四角の重点的取組みでございますけれども、3～4カ月健診時においてブックスタート事業を行い、赤ちゃんと絵本を楽しむ生活を応援します。ブックスタート事業を発展させ、3歳児健診に年齢別のお勧め図書リストを配付し、その後の読書を支援します。セカンドブック事業の導入を検討していきます。

(4)おはなしの普及・本の紹介ですけれども、子どもと本を結ぶには、読み聞かせ・ストーリーテリングなどでおはなしを楽しむことが大変有効で、図書館では、ボランティアと協力しながら、おはなしを楽しむ機会を積極的に作り、また、子どもが「読んでみたい」と思えるような本を紹介していく取組みを行っていきます。

(5)の学習支援でございますけれども、こちらにつきましては、総合学習・調べ学習を支援し、充実させていきます。

(6)ヤングアダルトサービスでございますけれども、中学生・高校生は、自ら考え判断し、将来を考える時期に、学習・研究のための情報収集も重要となってきますので、読書環境を整え、中学生・高校生に本を手にとってもらえ

る努力を続けてまいります。

(7) 特別な支援を必要とする子どもへのサービスでございます。こちらは、読書活動のしにくい子どもたちには特別な支援が必要でございます。どのようなニーズがあるのか把握し、サービスを充実させていきます。

次のページをお開きください。

(8) ボランティアの育成・子どもの読書活動にたずさわる人々への支援と連携でございます。こちらにつきましては、図書館ボランティア・音訳ボランティア等の育成のため、定期的に研修を行っていく取組みをします。

(9) 子どもの読書活動推進のPRでございます。こちらは、重点的取組みといたしまして、乳幼児の保護者に対する読書活動への啓発に力を入れてまいります。

続きまして、資料のところでございますけれども、17ページ、資料1ですけれども、第二次稲城市子ども読書活動推進計画の取組みを一覧表として掲載させていただいております。年度ごとにスタートをさせるところに丸がついてございます。こちら表に従って推進していく取組みを進めてまいります。

続きまして、次の18ページでございますけれども、こちらのほうにつきましては、目標値を記載させていただいております。

続きまして、25ページをお開きいただきたいと思います。第二次稲城市子ども読書活動推進計画策定委員会委員の名簿を載せさせていただいております。策定委員会でございますけれども、3回行わせていただいております。この3回の中では、皆さんの中から闊達なご意見をいただいております。

次の26ページでございますけれども、こちらは第二次稲城市子ども読書活動推進計画検討会委員の名簿になっております。こちらのほうの委員ですけれども、今後はこの検討会は子ども読書活動推進会議の作業グループといたしまして、第二次稲城市子ども読書活動推進計画連絡会として再編し、今後5年間の子どもの読書活動の検証を行う作業グループとして継続して支援を行っていきます。

続きまして、27ページでございますけれども、策定の経緯を載せさせていただいております。平成26年5月から平成27年1月23日までに開催されまして、庁内検討会が5回、策定委員会が3回、実施させていただいております。

あとの資料につきましては、33ページをお開きいただきたいと思います。こちらのページにつきましては、子ども読書に関するアンケート調査の概要を載せさせていただいております。アンケートにつきましては、平成26年6月16日から6月30日に、乳幼児の保護者、小学校2年生から6年生、中学校全学年を対象にアンケートを行いました。こちらの4番の回収数というところに配付の枚数と回収率が記載させていただいております。

小学校1年生について、どうしてアンケートをやらなかったかといいますと、学校の授業時間中にアンケートをとらせていただいたということで、小学校1年生ですとちょっと時間がかかるということで、理解がおぼつかないのでは

ないかという学校の先生とのお話の中で、1年生はアンケートの対象から外させていただきます。

続きまして、38ページでございますけれども、意見公募の結果を載せさせていただきます。縦覧期間につきましては、平成26年12月1日から12月15日の間に、市内在住、在勤、在学の方に意見を公募いたしました。公募の方法といたしましては、インターネットを使用する場合と郵送・ファクス等、市内の各図書館、市役所1階行政情報コーナー、総合体育館などに意見公募の用紙を配付して、回収箱を設置いたしました。寄せられた意見について、ここで載せさせていただきます。

第二次稲城市子ども読書活動推進計画に取り組んでいくために、目標を達成するため、教育関係、公的団体、市民団体、一般市民と連携し、子どもの読書を推進し、読書の質を深めるための啓発活動や、さまざまなジャンルの本に触れ、目的に合った本を選ぶことができるような取組みを、成長段階に応じた働きかけなどによって取り組んでまいります。

以上をもちまして、第二次稲城市子ども読書活動推進計画についてご説明させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。以上で提案理由の詳細説明が終わりました。これより、質疑をお願いいたします。

教育長、お願いいたします。

教育長 ちょっと確認させてください。12ページ、ブックスタート事業です。

重点的取組みのところに、下の丸二つ、ブックスタート事業を発展させ、図書リストを配付すると、そして、支援するというのと、その下のセカンドブック事業の導入を検討しますというのは、これは別物ですよ。

図書館課長 ブックスタート事業につきましては、3～4カ月健診時で行っております事業でございます。その後、読書についての継続性を持たせるために、3歳児健診時にもお勧めの図書リストを配付しようという試みでございます。

セカンドブック事業につきましては、3歳児を対象にセカンドブックスタートという形で2回目の本を配付させていただくというふうに、その導入についての検討をさせていただくというふうに考えております。

教育長 下の道筋モデルにセカンドブックが載っていて、その後の読書支援のことが載っていないので、ちょっとその関係が非常にわかりづらかったので聞いたんですけれども。

委員長 図書館課長、いかがでしょうか。

図書館課長　　今、教育長がおっしゃいました、稲城市の読書活動の道筋モデルの中がわかりづらいということでございましたので、こちらのほうにつきまして、もしこちらにて修正が現段階で可能であれば、教育長のおっしゃいますとおり、3歳児のほうのブックリストの配付とか、そういう細かい点について少し記載させていただくというようなことも、修正がまだできる段階でありますので、やらせていただきたいというふうに思います。

教育長　　いい取組みをするので、どうせなら入れたほうがいいなと思って、ちょっと今言わせていただきました。

図書館課長　　それについては修正させていただきます。

委員長　　お願いいたします。ほかにはいかがでしょうか。お気づきの点、ご意見等ありましたら、お願いいたします。どうぞ。

保坂委員　　推進案の内容には直接関係ないかもしれないんですけども、この案の中には1カ所だけ、10ページに写真が出ているんですけども、保育園の絵本コーナーの写真ということなんですけれども、ちょっと拝見したところ、保育園ですから小さいお子さんがいるところなのですが、本棚の高さが、上まで絵本が乗っている。そして、左側のほうの写真は、この右側のほうの写真に出ている本棚の下から2段目、3段目、4段目、5段目の部分を拡大された、アップの写真が出ていると思うんですけども、ちょっと保育園の中の絵本コーナーの写真としては余りに高い位置に本が積まれているという、収納されているという写真はもしかするとあまり好ましくないんじゃないかという気がするんですけども。もうちょっと低いところに本がある写真とかに差しかえることはできないのでしょうか。

図書館課長　　こちらに写っていますその写真の保育園は、もみの木保育園といいまして私立の保育園でございまして、そちらのほうの図書コーナーが充実しているということで載せさせていただいたわけなんですけれども、直接的に市の、公立の保育園ということであれば、委員さんがおっしゃったことについて改善を申し出るのでございまして、私立の保育園なので、その部分については、こういう会合があったときについてはちょっと高いのではないかというようなお話はさせていただきたいとは思いますが、改善するかしないかにつきましては…。

保坂委員　　いえ、私が申し上げたのは、違います。写真を掲載するときに、この高い位置の写真を載せずに、低い位置の写真に差しかえたほうがよいのではないかと。

- 図書館課長      もっと見えるようにということですね。
- 保坂委員      いや、高いところがあると、ごらんになった保護者の方は危ないとおっしゃるかもしれない。なので、低い位置にある本棚の部分の写真と差しかえたほうがよろしいのではないかということです。
- 委員 長      特に右側の写真が。
- 教育 長      右側を取ってしまえばいいんだよ。
- 保坂委員      はい。これがよくないです。こうすると、ソファがあって、高いところに見えるので。
- 図書館課長      低いところの。
- 保坂委員      そうです、そのほうが。この辺までの高さの。
- 教育 長      取ってあげているのかもしれないけどね。
- 城所委員      おかしいですね、これは。
- 図書館課長      すみません、勘違いをしていました。
- 委員 長      ありがとうございます。ちょっとしたことですけどね。でも、そこは大事ですね。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。  
それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
これより第3号議案「第二次稲城市子ども読書活動推進計画策定について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

- 委員 長      挙手全員であります。よって、第3号議案は原案のとおり可決いたしました。以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午後 3時07分閉会)